

**東北大学医学系研究科附属動物実験施設における  
COVID-19への段階的緊急時対応計画緊急時対応計画（BCP）**

	フェーズ	施設利用者へ依頼する対応	施設職員の対応
—	通常	通常	通常
A	1. 県内で感染者の確認 2. 本学から制限が通達 3. 学内での対応措置が講じられる	1. 飼育動物数の削減計画を立案 ① 搬入・繁殖制限 ② 動物へ優先順位をつける ③ 凍結精子・凍結胚作製の検討 2. 新規慢性実験・切迫しない実験等の延期を立案	1. 現状の把握に努め、情報の共有を図る 2. 感染防止対策を徹底し、倦怠感・発熱・呼吸器症状・味覚・嗅覚異常のいずれかの症状が見られた際には出勤しない 3. 職員のグループ化や居室の分離の検討 4. 職員の減少に応じた飼育管理体制の検討 5. 入館制限の検討
B	1. 学内・関連職員等へ感染拡大 2. 学生及び教職員の大幅な欠勤 3. 施設職員への感染拡大 4. インフラの大幅な混乱	1. 希少系統の維持を除き、飼育動物数の削減計画を実施 2. 動物実験の延期を実施 3. 感染域での新規実験は行わない 4. 実験が困難な場合施設へ通知 5. 入館制限を実施する可能性がある	1. 感染した職員及び上記症状が見られた職員は出勤してはならない 2. 職員の減少に応じた飼育管理体制への移行 3. 現場業務をしない職員は在宅勤務 4. 必要に応じ、各分野に連絡することなく実験動物管理者・獣医師が一般的な治療を行うことがある 5. 緊急の場合を除き、安楽死が必要な際は緊急連絡先に連絡する。 6. マウス精子凍結保存の依頼へ可能な限り対応する
C	1. 大学閉鎖 2. 非常事態宣言発令 3. 政府による移動制限	1. 上記フェーズBに準じる 2. 新規の動物実験の禁止 3. 緊急連絡先は常に受信可能にする	1. 上記フェーズBに準じるが、以下の追加/変更を行う 2. 動物の健康と幸福を維持するために可能な限り努力するが、状況に応じて、実験動物管理者が安楽死処置に関する最終決定を下す場合がある